

尾瀬ヶ原における航空測量および植生図作成業務 企画提案要領

1 業務の名称

尾瀬ヶ原における航空測量および植生図作成業務

2 発注者

尾瀬総合学術調査推進協議会 会長 鈴木邦雄
(事務局：公益財団法人尾瀬保護財団)

3 主旨・目的

尾瀬ヶ原を上空から撮影し、第4次尾瀬総合学術調査（【別添1 第4次尾瀬総合学術調査の背景と目標】および【別添2 第4次尾瀬総合学術調査団実行役員名簿】参照）の基礎データとして活用できる空中写真、オルソ画像及び現存植生図を作成する。①これにより、尾瀬ヶ原の植生の現状を詳細に把握するとともに、気候変動、ニホンジカによる食害影響を考慮した今後の長期モニタリングを実施する上での基礎資料を得る。②また、これに関わる優れた解析手法を開発する。③さらに、オルソ画像、地理情報を利用して、尾瀬の自然の魅力をビジュアルに発信する。これらの目的と可能性において、より優れた空撮画像解析技術に裏付けられた、業務内容を企画提案してもらい、最適な提案者に業務を委託する。

4 業務の内容

尾瀬ヶ原における航空測量および植生図作成業務仕様書のとおり
(採用された企画提案にもとづき、業務内容を調整する。)

5 予算額

5,100,000円

(消費税及び地方消費税を含む平成29年度～平成31年度の合計額。ただし、このうち平成29年度予算2,562,000円は確定しているが、平成30年度及び平成31年度予算については未確定のため見込額。)

6 応募資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 群馬県の入札参加制限を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 会社法に基づく精算の開始、破産法の規定に基づく破産申し立て、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（再生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く）でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 本店所在地において国税、都道府県税、市町村税の滞納をしていないこと。

7 スケジュール

- (1) 企画提案募集 平成29年7月18日(火)～8月3日(木)
- (2) 質問受付 平成29年7月18日(火)～7月27日(木)
- (3) 応募期限 平成29年8月3日(木) 17時00分必着
- (4) 審査 平成29年8月4日(金)～8月7日(月)(書類審査)
- (5) 採用案決定通知 平成29年8月8日(火)(予定)
- (6) 契約期間 契約締結日から平成30年3月30日(金)まで

8 質問の受付

- (1) 質問受付期間 平成29年7月18日(火)～7月27日(木)
- (2) 質問方法 下記の質問先あてに【別紙様式第3号 質問書】により、持参・郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法により提出すること。
(FAX・電子メールの場合は送信後に着信確認の電話をすること)
<質問先>〒371-8570群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県庁15階北側 尾瀬保護財団内
尾瀬総合学術調査推進協議会 事務局
担当者 蛭間(ヒルマ)
電話 027-220-4431 FAX 027-220-4421
E-mail info@oze-fnd.or.jp
- (3) 回答 平成29年7月28日(金) 17時までに書面もしくは電話等により回答する。

9 企画提案要領・仕様書・別紙様式第1～3号・別添1～2の配布

- (1) 配布場所・方法 本【企画提案要領】と、【尾瀬ヶ原における航空測量および植生図作成業務仕様書】と、【別紙様式第1～3号】及び【別添1～3】は、尾瀬保護財団ホームページからダウンロードできます。郵送等を希望する場合は、「8 質問受付」の(2)に示す<質問先>あてに請求すること。
- (2) 配布期間 平成29年7月18日(火)から平成29年7月27日(木)

10 応募手続き

応募する場合は、次のとおり a～f を7部、g～i を1部、提出してください。

- (1) 提出書類
 - a. 企画提案書 【別紙様式第1号】
 - b. 業務実施体制 【別紙様式第2号】

- c. 費用見積書（様式任意）
- d. 提案に関する資料等（様式任意）
- e. 民間企業、行政の別を問わず、類似の業務実績がある場合にはその実績書等（様式任意）
- f. その他、必要な資料
- g. 法人登記簿謄本の写し（3ヶ月以内に発行されたもの）
- h. 決算書の写し（直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分））
- i. 会社案内のパンフレット等

(2) 提出方法

下記の提出先あてに、持参、郵送もしくは宅配便での送付により提出すること。(FAX、電子メールによる提出は受付ない。また、持参により提出する場合は、土曜・日曜・祝日を除く9時から17時までとする。)

<提出先>〒371-8570群馬県前橋市大手町1-1-1
 群馬県庁15階北側尾瀬保護財団内
 尾瀬総合学術調査推進協議会 事務局
 担当者 蛭間（ヒルマ）
 電話 027-220-4431

(3) 提出期限

平成29年8月3日（木）17時まで

(4) 書類の取扱い

- ・提出された応募書類は返却しない。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成する場合があります。

(5) その他事項

- ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とする。
- ・審査は提案者名を伏せて行うため、提出書類のうち、「a. 企画提案書」の提案者名等記載欄、及び「g. 法人登記簿謄本の写し」「h. 決算書の写し」「i. 会社案内のパンフレット等」以外は、提案者名を明記しないこと。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。
- ・提出後に辞退する場合には、速やかに連絡をするとともに、その旨書面にて提出すること。

1.1 審査

提出された書類に基づき審査を行い、最も優れた企画提案を提出した事業者を、委託の優先交渉者として決定し、委託契約の交渉を行う。

- ・審査期間 平成29年8月4日（金）～8月7日（月）
- ・審査方法 応募書類をもとに、【別添3 評価基準表】に従い企画提案に係る事項の履行の確実性に留意して、尾瀬総合学術調査推進協議会において審査し、最も優れた企画提案書を提出した事業者を委託の優先交渉者として

決定する。

- ・結果連絡 応募者全員に結果を連絡する。(8月8日(火)予定)

12 契約

- (1) 契約期間 契約締結の日から平成30年3月30日(金)まで
(ただし、平成29年度の業務履行状況をふまえ、平成31年度までの各年度順次契約できるものとする。)
- (2) 契約方法
 - ・尾瀬総合学術調査推進協議会が採用案の提案者と契約締結の交渉を行う。
 - ・契約締結の交渉にあたっては、企画提案書の内容について調整を行い、必要がある場合には、その内容を変更する場合もある。
 - ・契約締結の際は、上記交渉による調整後の業務仕様書を改めて尾瀬総合学術調査推進協議会から示したうえで見積書を提出させる。
 - ・上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する可能性がある。